

47都道府県サッカー協会向け 一括補助金 交付要項

2026年度版

2025.11.20 JFA理事会
Japan Football Association

JFA



47FA一括補助金 -2026年度のポイント

2026年度変更事項

①制度 変更

1. 充当必須事業に関しては**変更なし**

2026年度		2025年度	
充当必須事業名	下限額	充当必須事業名	下限額
障がい者サッカー関連	10万円	障がい者サッカー関連	10万円
都道府県審判トレセン	28万円	都道府県審判トレセン	28万円
高校選手権	*1	高校選手権	*1

*1 加盟校数による按分（総額2,400万円）

2. FA決算報告とあわせて、**JFA指定の管理会計フォーマットの提出を求める（新規）**

＜導入目的＞

47FAの異なる決算報告を横並びで一元化することにより、会計面からFA間での比較ができるようにし、より47FAの実態把握をし、FA運営のサポート強化をしていくため

②補助 金額

新たな算出基準をもとに、補助金算出設計方法を変更する
47FA全てが2025年度よりも補助金額が増額する

交付要項（47FA一括補助金） 趣旨 / 交付の目的 / 期間

1. 趣旨

本書は、都道府県サッカー協会（以下、47FAという）の実施する公益目的事業等の充実を目的とした「47FA一括補助金」を交付するため、必要な事項を定めるものである。

2. 交付の目的

「47FA一括補助金」は、国民のサッカー・スポーツへの広い理解と関心を高め、青少年の健全な育成及びより良い社会の形成を促進し、もって国民の心身の健全な発達に寄与するため、47FAが行う各種公益目的事業等に対して、その活動を支援することを目的に交付するものである。

3. 期間

本要項は2026年度における「47FA一括補助金」の交付について定める。なお、本要項で示す「年度」とは、当該年4月1日から翌年3月31日を指すものとする。

交付要項（47FA一括補助金） 補助金額

4. 補助金額

2026年度変更

47FAに対して交付する「47FA一括補助金」は、以下の方法により算出された補助金額を交付するものとする。



対象32FA

最大1,500万円／1FA

新たな算出基準

変わらない算出基準

- ※1 B : FA単価 × 登録者（選手＋審判）数 但し、女子に対しては2倍を乗じる
- ※2 C : 還元率（男性指導者：50%、女性指導者：100%）
- ※3 D : 「キッズ巡回増額」として、前年度のキッズ巡回指導の実績等に応じて各FAに配分
- ※4 E : 地域特性特別補助として、北海道、長崎、鹿児島、沖縄への計2,000万円の交付
- ※5 F : 人口200万人以下の県が対象
- ※6 H : FA中核人材採用支援策
- ※7 I : マーケティング等人材支援

交付要項（47FA一括補助金） 補助金額

4. 補助金額 （続き）

2026年度変更

- ①

FA基準単価 (2025年度補助金から割り出したFAごとの固有の補助金算出目的の単価)	×	FA登録選手＋登録審判員（男子） ×1
		FA登録選手＋登録審判員（女子） ×2
- ②

指導者登録料還元	男性50%
	女性100%
- ③ **基礎補助（小規模FA）**
- ④ **地域特性補助（一部FAのみ）**
- ⑤ **キッズ地域巡回**
- ⑥ **基盤強化費用（上限1500万円）**
- ⑦ **新基盤強化費用（FA中核人材採用支援）**
- ⑧ **新基盤強化費用（マーケティング等人材支援）**

交付要項（47FA一括補助金） 対象事業

5. 対象事業

「47FA一括補助金」の対象となる事業は、47FAが実施する公益目的事業等とし、補助の対象となる経費は、その事業を実施するために必要な直接経費とする。また、対象となる事業は、原則として、当該年度の4月から翌年3月までに実施され、かつ支出される事業とする。

但し、年度毎の「47FA一括補助金」のうち、各FA一定額（1,000万円～1,500万円）を事務局運営のために必要な人件費や事務所費に充当するものとする。

交付要項（47FA一括補助金） 充当配分

6. 充当配分

47FAは、内示された「47FA一括補助金限度額」内において、その充当配分を定めることができる。なお、「47FA一括補助金」の用途は、以下の3つに分類される。

① 充当必須事業

「47FA一括補助金」で必ず充当しなくてはならない事業。

充当必須事業名	下限額
障がい者サッカー関連	10万円
都道府県審判トレセン	28万円
高校選手権	*1

*1 加盟校数による按分（総額2,400万円）

② 充当可能事業

①充当必須事業 以外の47FAが実施する公益目的事業に対し、47FAの自由裁量で本補助金を配分するもの。
補助金総額から、「①充当必須事業」「③事務局運営」の合計額を減じた額が充当可能額となる。

交付要項（47FA一括補助金） 充当配分

6. 充当配分

③ 事務局運営 （基盤強化）

FAの基盤強化のための、人件費や事務所費等の事務局運営に充当するもの。1,000万円から1,500万円を必ず充当することとする。

■特記事項

- ✓ 事務局に常勤(※1)する職員に対する人件費(1名分以上)を必ず充当すること。
- ✓ 人件費に関しては、原則、常勤職員を充当対象とするが、その他職員（パート、アルバイト、出向職員、派遣職員）及び各FAの実施する事業に従事する者に支払う賃金を対象とすることも可とする。

※1:原則週5日間、事務局の業務時間中にフルタイムで勤務すること

- ✓ **新基盤強化については別項の通り定める**

④ 施設整備推進

本補助金の一部を、施設整備助成金の上限額に加算できるようにするもの。但し、年度ごとの留保額は、各FAの47FA一括補助金総額の30%を上限（100万円未満は切り捨て、100万円単位）とする。

事前申請のみを認め、申請額からの変更（増額・減額）は認められない。本留保は次期施設整備助成制度の実施期間である2030年12月末までを期限とし、それまでに留保した金額を47FAが執行しなかった場合は、留保金額は取り消される。

また、留保した金額は、施設整備以外の目的に使用することはできない

交付要項（47FA一括補助金） 充当配分

6. 充当配分

	No.	重点 事業	小区分	充当必須 事業	充当可能 事業
普及	1		U18/U15/U13都道府県リーグ		○
	2	◎	U12/U11/U10都道府県リーグ (U-12指導者講習会・研修会含む)		○
	3	◎	JFAキッズサッカーフェスティバル		○
	4	◎	JFALレディース/ガールズ サッカーフェスティバル		○
	5		JFAファミリーフットサルフェスティバル		○
	6	◎	キッズ普及推進事業		○
	7	◎	女子普及事業		○
	8	◎	シニア関連事業		○
	9		フットサル関連事業		○
	10		施設整備事業		○
	11		障がい者サッカー関連	○	
	12		地区・支部/市区町村FA支援事業		○
	13		その他		○
育成	14		強化育成事業（トレセン等）		○
	15	◎	キッズエリート		○
	16		FAコーチ／47FAユースダイレクター活動		○
	17		その他		○
強化	18		国スポ		○
	19		その他		○

交付要項（47FA一括補助金） 充当配分

6. 充当配分

	No.	重点 事業	小区分	充当必須 事業	充当可能 事業
審判	20		審判講習会		○
	21		都道府県審判トレセン	○	
	22		その他		○
指導者	23		指導者養成事業		○
	24		その他		○
トップリーグ連携	25		Jクラブとの連携		○
	26		国際競技会		○
	27		その他		○
競技会	28		1種競技会		○
	29		高校選手権	○	
	30		2種競技会		○
	31		3種競技会		○
	32	◎	4種競技会		○
	33	◎	シニア競技会		○
	34	◎	女子競技会		○
	35		フットサル競技会		○
	36		ビーチサッカー競技会		○
	37		その他		○
基盤	38		社会貢献事業		○
	39		広報事業		○
	40		その他		○

交付要項（47FA一括補助金） 充当配分

7. 手続き

① 「47FA一括補助金限度額」の内示

各年度における「47FA一括補助金限度額」の額は、「4. 年度毎の補助金額」に定める算出方法に基づき算出し、前年12月までにJFA理事会の議を経て47FAに内示する。

② 申請

47FAは、内示された「47FA一括補助金限度額」内の金額において、別に定める様式により、所定の締切日までに「47FA一括補助金交付申請書」をJFAに提出すること。

③ 申請内容の審査・決定

「47FA一括補助金交付申請書」の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、必要な場合は47FAに対しヒアリング調査等を行い、支援金額を決定する。また、JFAは「47FA一括補助金」の使用方法や配分割合等について、47FAに対し指導する場合がある。

④ 補助金の入金

「47FA一括補助金」は、当該年度の5月末までにJFAから47FAに対し入金するものとする。

⑤ 実績報告

47FAからの対象事業の実績報告は、別に定める説明資料に基づき期限内にJFAに提出されるものとする。

⑥ 実績の審査・最終金額の確定

実績報告の提出を受けて、原則として、「47FA一括補助金」が交付された翌年の5月末までに、補助金額の最終確定を行う。「47FA一括補助金交付申請書」に記載された内容よりも対象事業が縮小したり、本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは「47FA一括補助金」の確定額を交付決定額に対し減額して確定する場合があるものとし、その場合、47FAはその差額分をJFAに対し返金するものとする。

交付要項（47FA一括補助金） 事業の実施 / 計画の変更

8. 事業の実施

47FAは、「47FA一括補助金」の交付の決定の内容及びこれに付された条件等に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならない。「47FA一括補助金」の他の用途への使用をしてはならない。

9. 計画の変更

47FAは、「47FA一括補助金」の交付の決定の後、支援対象経費の額を変更しようとするとき、または支援事業の新規追加または内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更する事業の事業計画書を、原則として当該事業開始の1か月前までにJFAに提出し、その承認を受けなければならない。

但し、以下の変更については年度の途中で変更することは認められない。

- ✓ ① 充当必須事業の、充当下限額を下回る計画変更
- ✓ ③ 事務局運営の充当額

なお、以下については、JFAによる事前の承認は不要とする。

- ✓ 年度内における事業実施期間の変更
- ✓ 交付決定額（総額）の10%以内の、各事業の充当額の変更

交付要項（47FA一括補助金）

調査 / 処分 / 経理証憑の保管期間 / その他

10. 調査

補助金の活用や報告等が不適切なものである疑義が生じた場合、JFAは報告内容に基づき、事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

11. 処分

加盟団体規則第21条に基づき、JFAは補助金の支給停止又は減額などの処分を行うことができる。

12. 経理証憑の 保管期間

47FAは、支援対象事業の支出を証する書類を整理し、収支簿とともに、支援対象事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくてはならない。

13. その他

この要項に定めるもののほか、「47FA一括補助金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正はJFA理事会の決議に基づき、これを行う。

14. 補助金報告 外の報告

一括補助金をより一層のサッカー界の発展に資するものとするためにも、会計面からFA間での比較を可能とするために、JFA指定の管理会計フォーマットの提出を求めることとする。（手法やタイミング等については別途事務連絡を行う）

47都道府県サッカー協会向け 一括補助金「新基盤強化」実施要項

2026年度版

2025.11.20 JFA理事会
Japan Football Association

JFA



実施要項（新基盤強化）

趣旨 / 交付の目的 / 期間

1. 趣旨

本書は、都道府県サッカー協会（以下、47FAという）が実施する公益目的事業等の充実を目的とした「新基盤強化用補助金」を交付するため、必要な事項を定めるものである。

2. 交付の目的

「新基盤強化用補助金」は、国民のサッカー・スポーツへの広い理解と関心を高め、青少年の健全な育成及びより良い社会の形成を促進し、もって国民の心身の健全な発達に寄与するため、47FAが活動を行うにあたり、基盤となる事務局組織を支援することを目的に交付するものである。

3. 期間

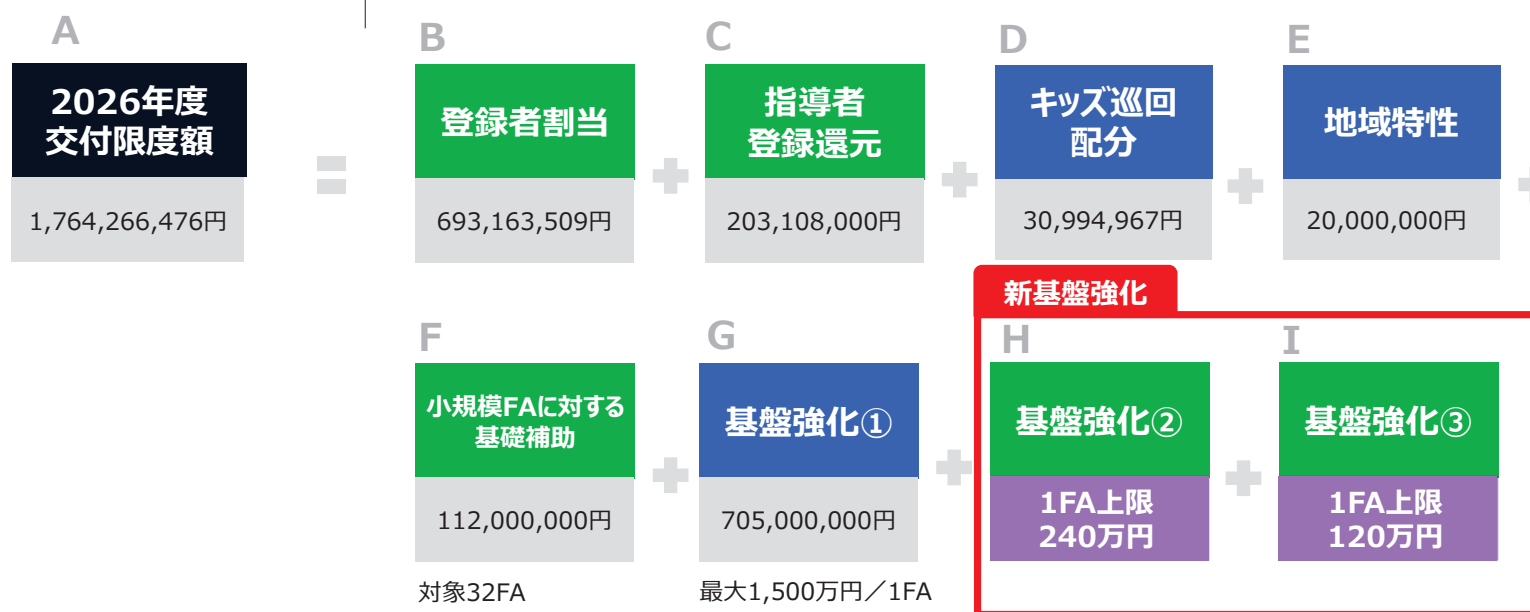
本要項は2026年度における「新基盤強化用補助金」の交付について定める。なお、本要項で示す「年度」とは、当該年4月1日から翌年3月31日を指すものとする。

交付要項（47FA一括補助金） 補助金額

4. 補助金額

2026年度変更

47FAに対して交付する「新基盤強化」の補助金は、下記のHとIで構成されており、それぞれ記載の通りの金額を限度に交付するものとする



新たな算出基準

変わらない算出基準

実施要項（新基盤強化） 対象事業

5. 対象事業

①FA中核人材採用支援

本助成は**今後のFAの中核を担っていく人材を採用していくためのもの**と位置づけながら、これまでFA内において報酬面で十分に事務局職員等に対して手当ができていない場合には、その**ベースアップ対応にも活用できる柔軟性**をもったものとして設けるものである。

②マーケティング等人材支援

本助成は自主財源獲得に対して、人材採用や業務提携などを行うFAを後押しするために設けられたものであり、雇用形態を問わず積極的に活用してもらうことを趣旨としている。本助成は、より直接的に自主財源獲得につながる成果を期待するものであることから、**最長で2年間の支援とし**、以降は47FAが自立して自主財源獲得の好循環構築を期待する。

実施要項（新基盤強化） 手続き

7. 手続き

① 申請

47FAは、別に定める様式により、「FA中核人材採用支援申請書」「マーケティング等人材支援申請書」をJFAに提出すること。申請のタイミングは、制度活用の見込みがたった時点で行うものとする。

② 申請内容の審査・決定

「FA中核人材採用支援申請書」「マーケティング等人材支援申請書」の提出を受けて、JFAはその内容を確認し、必要な場合は47FAに対しヒアリング調査等を行い、審査を行う。年間を通じた申請が可能であるため、審査作業の効率化観点から都度審査ではなく、毎月20日までに受領した申請案件を一括審査し、翌月末に決定通知を発信する。

③ 補助金の入金

新基盤強化補助金は決定通知がなされた月から年度終わりの3月分までの相当金額を振り込む。（例：10月に決定した場合は翌年3月までの6ヶ月分）但し、新規雇用の場合は実際の支払いが開始された月からを対象とする。

④ 実績報告

47FAからの対象事業の実績報告は、別に定める説明資料に基づき期限内にJFAに提出されるものとする。

⑤ 実績の審査・最終金額の確定

実績報告の提出を受けて、原則として新基盤強化補助金が交付された翌年の5月末までに、補助金額の最終確定を行う。仮に年度の途中で対象者が退職するなど継続ができない場合や、本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、47FAはその差額分をJFAに対し返金するものとする。

実施要項（新基盤強化） 事業の実施 / 計画の変更

8. 事業の実施

47FAは、「新基盤強化補助金」の交付の決定の内容及びこれに付された条件等に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならない、「新基盤強化補助金」の他の用途への使用をしてはならない。

9. 計画の変更

本助成は、公益目的事業とは異なり、組織基盤を充実させるためのもののため、申請時に立てた計画が年度途中で変更されることは、採用した人材や契約が履行できなくなるなど、限定された場合にのみ発生するものということを前提に置いている。

しかしながら、不測の事態が起きて、何かしら計画を変える必要が出た場合には、速やかにJFAへ連絡すること。

実施要項（新基盤強化）

調査 / 処分 / 経理証憑の保管期間 / その他

10. 調査

補助金の活用や報告等が不適切なものである疑義が生じた場合、JFAは報告内容に基づき、事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

11. 処分

加盟団体規則第21条に基づき、JFAは補助金の支給停止又は減額などの処分を行うことができる。

12. 経理証憑の 保管期間

47FAは、支援対象事業の支出を証する書類を整理し、収支簿とともに、支援対象事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくてはならない。

13. その他

この要項に定めるもののほか、「新基盤強化補助金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正はJFA理事会の決議に基づき、これを行う。